

お早めに！

令和7年分の確定申告

確定申告が必要な方

■所得税、復興特別所得税

①事業所得がある、②不動産所得がある、③土地、建物、株式や金地金などの売却をして利益が出た、④公的年金などの収入が400万円を超える、⑤公的年金などの収入が400万円以下で公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円を超える、⑥給与の収入が2,000万円を超える、⑦給与所得者で給与以外の所得が20万円を超える、⑧給与を2か所以上から受けている、⑨5団体を超える自治体にふるさと納税を行って寄附金控除の適用を受けるなど

■贈与税(令和7年中に個人から財産の贈与を受け、次のいずれかに当てはまる)

①受贈財産の価額の合計額が110万円を超える、②配偶者控除の特例を適用する、③相続時精算課税を選択する、④過去に相続時精算課税を選択した方が同一の贈与者(特定贈与者)から贈与を受ける、⑤住宅取得等資金の非課税の特例を適用するなど

■個人事業者の消費税、地方消費税

①インボイス発行事業者の登録あり、②基準期間(令和5年分)の課税売上高が1,000万円を超える、③「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているなど

確定申告でよくある相談

■チャットボットによる相談

知りたい情報を選択するか文字入力すると、「税務職員ふたば」(24時間利用可能)が回答します。



▲タックスアンサー

■よくある質問は「タックスアンサー」で

よくある税の質問に対する一般的な回答やキーワード検索ができます。

■電話で申告相談

音声案内に沿って、番号を選択してください。

国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901

e-Taxで分からぬことがあったときには下のヘルプデスクにお問い合わせください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

税理士による無料相談を行います

■東京税理士会による確定申告の無料相談会

給与所得者を対象とした相談会です。土地、建物、株式などの譲渡所得、個人事業者の消費税、贈与税の相談は行いません。混雑時には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

問合せ 東京税理士会麹町支部 ☎ 03-3264-0049、神田支部 ☎ 03-3291-1345

期間	受付時間	会場	主催
2月2日(月)～3日(火)	10時～16時(受付終了15時) ※土曜・日曜・祝日を除く	東京税理士会麹町支部会館 (九段北1-3-6セーキビル)	麹町支部
2月4日(水)～10日(火)		パレスサイドビル(一ツ橋1-1-1)	
2月12日(木)～13日(金)		主婦会館プラザエフ(六番町15)	
2月13日(金)	10時～15時	都営地下鉄小川町駅(小川町地下通路)	神田支部
2月16日(月)～19日(木)	10時～17時(受付終了16時)	区民ホール(区役所1階)	麹町支部
2月20日(金)		区役所4階会議室A・B	
2月16日(月)～20日(金)	10時～16時	神田公園区民館(神田司町2-2)	神田支部
2月20日(金)	10時～15時	JR神田駅(JR神田駅南口改札前)	神田支部
2月24日(火)～27日(金)	10時～16時(受付終了15時)	飯田橋セントラルプラザ「区境ホール」 (飯田橋4-10-1)	麹町支部
	10時～15時	東京税理士会神田支部 (神田錦町2-5第2亀谷ビル4階)	神田支部

※相談の申込方法などは、問合せ先に電話をするか、各支部のHPで確認を

所得税、復興特別所得税の申告・納付 2月16日(月)～3月16日(月)

贈与税の申告・納付 2月2日(月)～3月16日(月)

個人事業者の消費税、地方消費税の申告・納付 ～3月31日(火)

問合せ 鉴定税務署 ☎ 03-3221-6011

神田税務署 ☎ 03-4574-5596



▲確定申告特集

確定申告はスマホが便利！

■確定申告特集ページ

確定申告に関する各種手続きができ、動画による確定申告の解説や確定申告に関するQ&Aも掲載しています。

■マイナポータル連携

マイナポータルで、e-Tax、ねんきんネット、各種控除証明書などの連携を行えば、書類の収集や集計の手間がなくなり、大変便利です。作成した申告書をe-Taxで送信すれば手続き完了です。

※マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに注意



▲マイナポータル連携特設ページ



▲マイナンバーカード・電子証明書の有効期限更新



▲ねんきんネット

不動産の売却、個人からの贈与に関する申告相談

区内在住の方々の不動産の売却(譲渡所得)や個人からの贈与(贈与税)に関する申告相談は、すべて麹町税務署の資産課税部門が担当しています(神田税務署は譲渡所得や贈与税の相談に対応できる職員の常駐なし)。国税庁HPの「確定申告特集ページ」内の「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンからも譲渡所得や贈与税の申告ができます。

確定申告会場(申告書の作成から提出まで)

原則スマートフォンによる申告を案内しています。

会場 東京国税局1階(中央区築地5-3-1)

開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土曜・日曜・祝日を除く)／3月1日(日)は開場

※開設期間中、麹町税務署・神田税務署に確定申告会場の設置はない

※3月1日(日)は大変混雑が予想されるので、チャットボットやタックスアンサーの利用を

受付時間 8時30分～16時(相談は9時15分～17時)

※入場にはオンライン事前予約が必要(LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」すると事前予約可)

※当日入場整理券を配付するが、長時間待つ場合あり。(入場整理券の配付が終了しない、事前予約の方以外の受け付けを締め切る)

※申告書を書面で提出する方は、正本(提出用)のみ東京国税局業務センター大手町分室(〒100-8156大手町1-3-3大手町合同庁舎3号館)へ郵送または直接税務署へ



▲国税庁LINE公式アカウント

所得税・消費税の納税は自宅からでも納付可能なキャッシュレス納付が便利

■主なキャッシュレス納付方法

振替納税(オンライン申請可) オンライン申請なら印鑑不要!事前に届け出た預貯金口座から、振替日に自動で口座引き落として納付

ダイレクト納付(オンライン申請可) e-Taxによる簡単な操作で事前に届け出た預貯金口座から即時または指定した期日に口座引き落として納付ほかにもインターネットバンキング、スマートアプリ、クレジットカードで納付も可。詳しくは国税庁HPの「納税に関する総合案内」を参照



▲キャッシュレス納付



▲納税に関する総合案内

東京税理士会無料相談室

麹町支部(相続税)

時 間 原則、毎月第3金曜(3月は24日(火))13時～17時

場 所 鉴定税務署会館(九段北1-3-6セーキビル)

問合せ 東京税理士会麹町支部 ☎ 03-3264-0049

神田支部(法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税および譲渡所得)

時 間 每月第3水曜13時30分～16時30分

場 所 神田税務署事務局会議室(神田錦町2-5第2亀谷ビル4階)

問合せ 東京税理士会神田支部 ☎ 03-3291-1345

※いざれも原則予約制。詳しくは各支部のHPまたは電話で確認を

■にせ税理士にご注意を

確定申告の時期を控え、にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください。税理士は、必ず税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。税理士資格の無い者が税理相談や税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。また、専門的知識が欠けているなど、依頼者(納税者)が損害を被るおそれがあります。確定申告の方法など詳しくは、HPで確認を。

問合せ 東京税理士会 ☎ 03-3356-4461



▲東京税理士会